

福祉医療費受給者証は更新が必要です

福祉医療費助成制度は、乳幼児、小中高生、重度心身障がい者、母子父子家庭の医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に実施している福祉施策のひとつです。

乳幼児福祉医療受給者証は小学校、中学校と進学される度に更新手続きが必要となります。更新には3月下旬までにご自宅に届きます申請書に必要事項を記載のうえ、健康福祉部社会福祉課または各振興事務所まで手続きをお願いします。

なお、高校生等の医療費助成は福祉医療費受給者証を用いた医療費助成ではなく、病院で医療費をお支払いしていただいた後に、申請月（6月・10月・2月）に社会福祉課または各振興事務所へ払い戻しの申請をしていただく必要があります。詳しくは下記の「高校生等医療費助成を再確認しよう」をご確認ください。

更新の通知が届かない人で対象になると思われる人は、健康福祉部社会福祉課（☎67-1811）または各振興事務所までお問い合わせください。

| 名称 | 対象者 | 受給者証 | 所得制限 | 更新 | 助成内容 |
|------|---|------|------|----|---------------------|
| 小学生 | 郡上市に住所のある満6歳に達した最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの人 | 有 | 無 | 有 | 無 |
| 中学生 | 郡上市に住所のある満12歳に達した最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの人 | | | | |
| 高校生等 | 郡上市に住所のある満15歳に達した最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人(有職者含む) | 無 | | 無 | 有 (払い戻しの申請が必要です) |

☎ 健康福祉部社会福祉課 ☎ 67 - 1811

高校生等医療費助成を再確認しよう

| 内容等 | 必要な書類、持ち物について |
|------|---|
| 助成内容 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保険法各法に定められる自己負担額が助成対象になります（保険の適応を受けない医療費、入院時の食事代の一部は対象になりません）。 郡上市共通商品券での支給になりますので500円未満は切り捨てになります。 |
| 申請方法 | <ul style="list-style-type: none"> 下記の物を持参のうえ、社会福祉課または各振興事務所にて申請書をご提出ください。 ①被保険者証 ②対象者の保険点数の記載のある医療費領収書(有効期限:受診日から1年以内) ③高額療養費または、付加給付金の支払通知書(該当がある場合) ④印鑑(認印) |
| 申請月 | <ul style="list-style-type: none"> 年3回の申請月にご提出ください。 ①2月～5月診療分…申請月 6月 ②6月～9月診療分…申請月 10月 ③10月～1月診療分…申請月 2月 |
| 受取方法 | <ul style="list-style-type: none"> 申請後「支給決定通知書」を郵送いたしますので、通知書と同封の受領書、印鑑及び運転免許証等の本人確認ができるものを持参のうえ、郡上市商工会で共通商品券と引き換えてください。 なお、代理人の人が受け取られる場合は上記のもの他に委任状が必要となります（各出張所で引き換えを希望される場合は事前に郡上市商工会(☎66-2311)への連絡が必要です） |

☎ 健康福祉部社会福祉課 ☎ 67 - 1811